

中堅社員向け研修

12時間の研修で中堅社員に必要な実践的なスキルを伝授

【目的】 組織の基盤を支える中堅社員が、さらに高い業務遂行能力とコミュニケーション力を発揮し、組織の成長に貢献することを目的としています。リーダーとしての役割を理解し、チーム内での調整力や問題解決能力を養いながら、自己成長と共に組織全体の成果向上を目指します。さらに、後輩社員の育成にも積極的に取り組むスキルを習得することを期待しています。

1 目 目	プログラム	項目	所要時間
	中堅社員の役割	・中堅社員の立場と役割 ・各フェーズでの中堅社員の振る舞い ・上位者とのフォローシップ	6時間
	中堅社員に求められるロジカルコミュニケーション力	・職場で起こりがちな問題 ・伝え方の見直し、工夫 ・情報共有の落とし穴 ・ロジカルに伝える	
	中堅社員としてのワンランク上の仕事スキル	・信頼されるビジネスパーソンの基本 ・主体的に向き合う	
	中堅社員としての顧客対応能力向上	・顧客心理とCS向上の視点 ・怒りのメカニズムとクレーム対応	
2 目 目	プログラム	項目	所要時間
	中堅社員のリーダーシップ（影響力）考察	・中堅社員のリーダーシップ考察 ・実習（NASA） ・リーダーの影響カ	6時間
	中堅社員としての後輩との関わり	・後輩の立場に立つ ・OJT指導の目的と指導者の役割 ・指導のポイント 実習（紐の結び方）	
	中堅社員に求められるセルフマネジメント力強化	・脳の仕組みを活かしたセルフケア ・組織の要の存在としてのスタンス考察 ・セルフマネジメントスキルを養う	

【実施場所】 貴社または弊社のどちらか（相談による）

費用はこれだけ！

業種や受講者の職務と訓練の関連性、実際に行われた訓練内容、経費や賃金の支払い状況など、様々な要件を審査し、個々のケースごとに助成の可否が判断されます。
各種要件を満たして助成が可になった場合の経費助成率と、賃金助成額は下記の通りです。

人材開発支援助成金 人材育成支援コースの対象となった場合

例 中小企業
事業外訓練 対象者10名 研修時間12時間

研修費用 6H×2回 **¥726,000**(税込)

助成金 経費助成 ¥726,000×45% ¥326,700
賃金助成 ¥800×12H×10名 ¥96,000 **¥422,700**

実質負担 ¥303,300 (税込)

※助成金申請にあたる社会保険労務士への報酬は含まれておりません。
※大企業の場合は助成額、助成率が異なります。
※社会保険労務士のご紹介も可能です。



対象：次のすべての要件を満たす事業主

- 1. 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2. 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画届を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
- 3. 職業能力開発推進者を選任していること
- 4. 従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も、当該従業員に対して賃金を適正に支払っていること
- 5. 助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存している事業主であること
- 6. 助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局長の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること
- 7. 事業展開等実施計画（様式第2号）を作成する事業主であること

助成額・助成率

	経費助成 （部外講師への謝金・手当）	賃金助成 （1人1時間当たり）
中小企業	45％	800円
中小企業以外	30%	400円

事業主分類

中小企業事業主に該当するかどうかの判断は、「主たる事業」ごとに、「資本金の額または出資の総額」または「企業全体で常時雇用する労働者の数」によって行い、どちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主となります。
ただし、以下の例のような資本金等を持たない事業主は「企業全体で常時雇用する労働者の数」によって判断します。
（例）個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合
また、「主たる事業」は、総務省の日本標準産業分類の「業種区分」に基づきます。

主たる事業	資本金または 出資の総額	企業全体で 常時雇用する労働者数
小売業 （飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下
主たる事業	該当分類項目	
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業） 中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業） 中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他の小売業） 中分類 61（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店） 中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）	
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業） 中分類 39（情報サービス業） 小分類 411（映像情報制作・配給業） 小分類 412（音声情報制作業） 小分類 415（広告制作業） 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 693（駐車場業） 中分類 70（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 75（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類 791（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業）（中分類 81,82） 大分類 P（医療、福祉）（中分類 83～85） 大分類 Q（複合サービス事業）（中分類 86,87） 大分類 R（サービス業）（中分類 88～96）	
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 50（各種商品卸売業） 中分類 51（繊維・衣服等卸売業） 中分類 52（飲食料品卸売業） 中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 54（機械器具卸売業） 中分類 55（その他の卸売業）	
製造業その他	上記以外のすべて	